

第29回子どもの権利条例検討委員会議事録

日時：平成21年3月16日（月）午後6時30分～

場所：北広島市役所2階会議室

配布資料：

パブリックコメントに対する私見（副委員長）

議事録

委員長：

年度末で何かとお忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。前回までは、市民の意見について2回程議論をし、反対の意見についてはある程度議論できたのではないかと思います。4番目の意見から進めます。この方の意見は、救済制度の「構成員としては独立性と中立性を確保する観点から、学校関係者（含む元職員）・市の関係者を除外することが必要と考えます。」ということですが、具体的に条例に示す必要性があるかお聞きします。

委員：

私は、4番の方の意見に賛成です。弁護士・大学の先生は、問題ないが、学校の関係者は、子どもにとって良くないと考えます。

副委員長：

本日配布していただいたのは、私見ですが、議論が円滑に進むために用意してきたものです。その中で、4番の意見について、書いているとおりですが、学校関係者については、退職してから5年以上経過しなければならないなど規定する必要があると思います。

委員：

救済制度の詳細について分からないから、色々な意見が出てきていると思います。なので、4番の意見だけを考えるのではなく、全体的に具体的な方向性が示すことができればと思います。

委員：

第20条（救済委員の定数、任期、責務等）の解説で、「法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者などが望まれます。」と書いてあるから、市民の方の意見となっていると思います。

委員長：

委員の皆さんは、行政機関・学校関係者は望ましくないとお考えなのですか。

委員：

子どもの立場で、相談するとなると、副委員長の意見のとおり、教職員の方は、退職して5年以上経過した人などがいいと考えます。

委員長：

事務局の方で整理してください。

事務局：

条文をそのように整理するということですね。教育には、大学の先生がはいります。学校関係者とするのか、教育関係者とするのか、区分する必要があります。

委員：

条文に盛り込むより、解説などで整理していただきたい。

委員長：

第20条の条文はいじらないで、解説を整理するということでもいいですね。次に5番の意見に行きます。この方の意見は、そのとおりということでもいいですね。6番の意見は、具体策を示してほしいということですが、どうでしょうか。

副委員長：

私の意見は、配布した私見に書いてあるとおりです。

委員長：

そういうことで、よろしいですね。

次の7番ですが、そのとおりということですね。

8番の意見はどうでしょうか。3点ほど要望がありますね。1点目はそのまま、2点目の第12条（虐待等の禁止）について、議論したいと思います。

委員：

ここは何度も議論したところで、8番の方の意見についても議論したので、条文はそのままと考えます。

委員長：

では、そのとおりとします。3点目の子ども会議はどうですか。第17条で盛り込んでいますので、いいですね。次の9番の意見に移ります。この方の意見は、そのとおりということでもいいですね。10番はいかがでしょうか。とくに問題のあるところはないと思いますがいかがですか。よろしいですね。次の11番はどうですか。問題ないですね。次の12番はどうですか。前段は、前回議論した保護者の所有物でないと同じですので、いいですね。後段の救済委員についての意見ですが、これもいいですね。では、13番に移ります。この方は、法規の関係ですので、最後に議論します。次に14番に行きます。善悪を知る権利について述べていますが、どうですか。

副委員長：

私見に書いてあるとおり、人生観や歴史観によって異なると考えます。

委員長：

善悪を知る権利については、条例素案では扱わないということによろしいですね。次の15番にいきます。3点ほど指摘がありますね。

副委員長：

私見にも書いてありますが、とても大切なことを指摘していただいたと思いますが、条例素案第2章の子どもの権利があることによって達成されていくのではと考えます。特に9条の参加する権利をどう活かしていくかによって達成されると思います。

委員長：

他に意見はありませんか。ないようですので、15番は気持ちを受け止めるということで整理します。次に16番へいきます。この方の意見に疑問はありませんが、条例素案としてはどうですか。

委員：

検討委員会で検討した考えを補強してくれる意見と考えます。

委員長：

他になれば、17番に進みます。

委員：

共通理解・情報の共有化ですが、市のホームページを通じて議事録を公開しており、パブリックコメントを実施しておりますので、対応していると考えます。また、議論の中で、賛否の意見を十分調整してきたと考えます。

委員長：

意見の16ページの中段、「3人の救済委員で可能か、相談員の多様な人選でカバーしたらどうか。」とありますが、この意見についてはどうですか。

委員：

第22条（相談員）の条文で規定するか、規則で定めるのかと考えます。

委員：

救済委員の人数は、全国的に見ても3人なので、人数は3人でいいと考えます。相談員については、弾力的に考えたほうがいいので、条文で規定しないほうがいいと考えます。

委員：

3人の根拠は、何でしょうか。

委員：

救済委員の3人については、合議するときが必要と考えたものです。

委員長：

救済委員の人数については、条文のとおり、相談員については、弾力的とらえるということですね。

委員：

相談員は3人以上としたほうが良いと考えます。

委員：

相談員は、地域に根ざした活動なので、人数については、特段もうけないほうが良いと考えます。

委員長：

そういうことで、整理します。権利の検証についてはどうですか。委員会では、将来の推進計画を含めて検証する検証委員会としていますが、基準については、検証委員会で考えるものと考えますので、素案の中では基準についてはいらないと考えます。次に18番に進みます。この方の意見について、何かありますか。

委員：

「育ち・学ぶ施設」に学習塾も考慮してありますが、条例素案第2条第4項に「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。」とありますので、その中で包括できないかと考えます。

委員長：

「その他」に含めるということですね。

事務局：

解説では、「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、児童センター、公民館、図書館、体育館などと規定しています。「など」に学習塾を含めるということですか。

委員長：

含めるということです。次の19番ですが、整理が終わっていますので、20番にいきます。20番については、特に問題ないですね。21番22番もそうですね。いかがですか。

委員：

いいです。

委員長：

23 番ですが、条例素案に直接関係ありませんが、少し考えさせる問題です。いかがですか。

委員：

この方への返事としては、「お友達や両親と話し合ってみてはどうですか。」と考えます。

委員長：

そういうことですね。次の 24 番ですがどうですか。

委員：

条例素案の言葉としては、誤解を受けやすい語句があります。第 13 条第 1 項にある「発達に応じた支援」については、「発達に応じた養育」と考えます。

委員長：

解説でも養育となっていますね。いかがでしょうか。今後、市でも整合性の観点から整理すると思います。

事務局：

語句の訂正については、委員会として決めてください。

委員長：

お尋ねします。条例素案のままでいいか。養育とかえるかどうしますか。

委員：

支援とした根拠があったのではないですか。

事務局：

議事録を確認しないと正確にはわかりませんが、メモによりますと「養育」の言葉に「親の所有物」のイメージがあるので、一人の人間として意見を尊重するには、支援としたほうが良いということです。

委員：

第 13 条第 1 項の「支援」と第 3 項の「支援」とを区別して考えていたと思います。

・・・司会、委員長から副委員長へ交代・・・

副委員長(司会)：

「支援」という言葉は同じですね。

理事：

起草小委員会の議論の中で、「子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません」という意見があり、援助や指導を一つにまとめて支援とした経緯があります。

委員：

支援にするか援助にするか議論した経緯があります。一人の人間として人格を考えた場合、年齢や発達に応じますが、子どもにも選ぶ権利もありますし、すべて親からしてもらった訳ではないので、支援か援助と考え、指導については除きました。

委員：

そういう経緯があったということが分かりました。

委員：

第13条第3項の、「子どもを養育するにあたって」は、親の立場で市から支援を受ける、第1項のところとは意味合いが違います。

委員：

問題は、条文に書かれた「支援」について市民の方が読み取れないことです。

・・・司会、副委員長から委員長へ交代・・・

委員長：

なかなか決まらないので、多数決をとります。・・・多数決をとる・・・
養育の方が2人多いので、委員会としては、養育にします。
次の義務について移ります。

委員：

検討会でこれまで議論してきた共通認識は、「権利と義務」ではなく、「子どもの権利と大人の責務」というとらえかたです。前文のところで、述べていますので、前文を説明すればいいと思います。

委員長：

他に意見はありませんか。

委員：

私は、条例素案第8条（健やかに育つ）の中で、解説文で権利を学習することが書かれているので、そこを説明すればいいと考えます。

委員長：

そういうことで、次の25番に行きます。救済委員制度を具体化するということ

ですね。先ほど議論しましたからいいですね。次の 26 番は前々回で議論したのでいいですね。検討委員会としては、素案を固めなければなりません。最後に 13 番の修正案の取り扱いです。前文についての修正案ですがどうですか。

委員：

前文については、北広島らしいものにしようと考えたもので、何度も議論したものです。変える必要はないと考えます。

委員：

私も変える必要はないと思います。

委員長：

前文については、変えないということで整理します。他の語句の修正についてはどうですか。

委員：

第 5 条の市は、修正案でいいと思います。

委員：

沢山修正箇所がありますが、規則的なものなので、事務局に整理してもらう方向でと考えます。

事務局：

規則的なところはわかりますが、そうでないところについては検討委員として整理していただきたい。

第 14 条第 4 項についてはどうですか。第 12 条において「等」としているので、削除する必要があるのかないのか。

委員：

第 14 条第 4 項は削除しない方がいいと思います。(他の委員も同様)

委員長：

削除しないとします。

委員：

この方の第 13 条の修正箇所は、素案のままでいいと思います。(他の委員も同様)

委員長：

第 13 条は修正なしとします。第 15 条はどうですか。

委員：

素案のままでいいと思います。(他の委員も同様)

事務局：

後、確認していただきたいのは、10 ページ目の第 28 条です。準用してもいいですかということです。

委員長：

準用でいいと思います。(他の委員も同様)

事務局：

修正案のとおりとします。

委員長：

後は、規則的なことですので、専門家に任す方向で整理します。よろしいですね。
(委員から反対の声は上がりません。)

事務局：

26 件の意見については、後日まとめます。高校生のアンケートについての取扱いを決めていただきたい。本日は、時間的なものもありますので、4 月以降でよろしいですか。(委員から賛同を得る)

委員長：

今回は、高校生のアンケートになります。本日は、お疲れ様でした。